

KiKo NEWS

東大寺二月堂 お水取り



平成27年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部
大震災から5年!～癒えない被災の傷痕



東大寺二月堂 お水取り

奈良時代、大仏開眼の年（752年）に始まった東大寺二月堂のお水取り。幾多の戦乱を乗り越えて1度も絶えることなく、今年が1265回目。旧暦2月に修する法会（ほうえ）だったことから正式には修二会（しゅにえ）といわれるが、現在は3月1日から2週間行われ、十一面観音に天下泰平、五穀豊穡を祈る。

12日夜は、長さ6mの巨大な籠松明（かごたいまつ）11本が二月堂の舞台から参拝客に火の粉を撒き散らす。深夜（13日未明）にはクライマックスのお水取りだ。若狭井（わかさい）という井戸から香水（こうずい）をくみ取り、十一面観音にささげる。

江戸時代の1685年、芭蕉も訪れ「水とりや氷の僧の沓（くつ）の音」と詠んだ。

二月堂は2005年、修二会のみを使用される特異な建物として国宝に指定された。（N）

CONTENTS

3 March
2016

平成27年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部	1
大震災から5年!～癒えない被災の傷痕	5
希羽ちゃん移植手術 成功～夏奈ちゃん「着実に回復」	12
機構の窓から「恥すべきこと」	14
店長に求められる知識「経営マネジメントⅧ」	15
銀世界の裏 92「遊技くぎ」	18
違法な遊技機を使用して営業したホール業者に対する法的責任追及に関する見解について 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28



平成27年度 第3四半期の 検査結果報告

機構検査部

日常的な 遊技機の点検を！



なくならない異常事案

機構検査部が平成27年度第3四半期（10月～12月）に行なった
立入検査活動の結果報告をお届けする。

この3か月間の遊技機検査、
計数機検査で特に大きなトラブルや明らかに不正改造と判定出来る異常事案は確認されなかった。

しかしながら異常事案が無かったわけではない。回胴式遊技機のメダルセレクター裏のカバー欠損やホッパーの部品取りなどは続いているし、また、不正改造とは言い難いものの回胴式遊技機を主基板交換した際にカシメるのを忘れたと思われる事案も目についた。

ホールの現場においては、これらの事案を含め、日常的な点検確認をお願いしたい。

なお、昨年はこの期間に立入拒否事案が発生したものの、今期は大きなトラブルも無かった。この点はホール側の協力に感謝したい。

3か月間に 330店を検査

次に検査の結果についてお知らせしたい。

別表の通り、平成27年の10月から12月までの3か月間に機構検査部としては、34地区の330店舗（うち計数機検査は87店舗）に伺い、ぱちんこ遊技機1758台、回胴式遊技機1945台の合計3703台の遊技機を検査した。また計数機検査として、玉計数機57

《月別検査集計一覧》

（平成27年10月1日～平成27年12月31日）

各月	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				
					遊技機		計数機		計
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
10	17	102	34	136	722	855	25	9	1611
11	10	59	25	84	432	438	14	11	895
12	11	82	28	110	604	652	18	10	1284
計	38	243	87	330	1758	1945	57	30	3790

台、メダル計数機30台の合計87台の計数機検査も実施した。

お客様の動向

また、稼働率の調査(頭どり)については割愛させて頂いているが、概要としては、この3か月の稼働率は昨年に比べると若干アップしているのかもしれない。

当機構の検査員がカウントした「頭どり」数値のトータル平均を昨年同期比で比べると、パチンコ4円が昨年19%↓本年20

《誓約書提出ホール数》

月	10	11	12
誓約書提出ホール	11417	11399	11367
前月との差異	-17	-18	-32

(平成27年10月1日～平成27年12月31日)

%、パチンコ低玉貸が昨年38%↓本年37%、回胴式遊技機20円が昨年23%↓本年26%、回胴式遊技機低貸が昨年32%↓本年36%という数値になっている。参考にして頂きたい。

次に機構に対して誓約書をご提出されているパチンコホールは、12月末現在で1万1367店舗であった。

全国の誓約書提出ホール数は昨年3月末の時点からマイナス209店舗となっている。機構は立入検査を開始した平成19年4月から誓約書の提出店舗数をカウントしているが、毎年マイナスを記録している。

なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。



次に、本年第3四半期の各都道府県別の検査ホール数、検査遊技機数を別表でお知らせする。参考として頂きたい。

平成27年度第3四半期の検査結果



《都道府県方面別検査集計一覧》

(平成27年10月1日～平成27年12月31日)

NO	都道府県方面名	検査ホール数			検査台数				
		遊技機	計数機	計	遊技機		計数機		計
					ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	函館方面	-	3	3	-	-	3	-	3
2	青森県	-	5	5	-	-	3	2	5
3	岩手県	8	7	15	56	67	5	2	130
4	宮城県	10	5	15	72	72	5	-	149
5	秋田県	7	6	13	56	56	3	3	118
6	山形県	9	3	12	64	80	3	-	147
7	福島県	8	5	13	50	72	3	2	127
8	茨城県	7	-	7	56	56	-	-	112
9	群馬県	9	-	9	72	72	-	-	144
10	埼玉県	3	-	3	16	32	-	-	48
11	千葉県	18	-	18	140	132	-	-	272
12	新潟県	10	-	10	72	88	-	-	160
13	山梨県	2	-	2	8	8	-	-	16
14	長野県	7	-	7	56	56	-	-	112
15	静岡県	9	-	9	64	64	-	-	128
16	富山県	10	-	10	72	88	-	-	160
17	石川県	7	-	7	48	60	-	-	108
18	福井県	6	-	6	48	44	-	-	92
19	岐阜県	10	-	10	56	104	-	-	160
20	愛知県	6	-	6	40	36	-	-	76
21	三重県	10	6	16	72	72	4	2	150
22	滋賀県	-	4	4	-	-	3	1	4
23	京都府	8	2	10	64	64	1	1	130
24	大阪府	17	4	21	102	130	2	2	236
25	岡山県	7	-	7	40	66	-	-	106
26	広島県	7	-	7	48	64	-	-	112
27	福岡県	7	5	12	62	48	3	2	115
28	佐賀県	5	2	7	40	40	2	-	82
29	長崎県	1	4	5	8	8	2	2	20
30	熊本県	3	4	7	24	24	1	3	52
31	大分県	8	4	12	64	64	3	1	132
32	宮崎県	9	3	12	72	62	2	1	137
33	鹿児島県	8	6	14	64	64	4	2	134
34	沖縄県	7	9	16	52	52	5	4	113
合 計		243	87	330	1758	1945	57	30	3790



大震災から5年！ 癒えない被災の傷痕

仮設住宅、全住民が退去へ
宮城県、県内の沿岸被災地で初
住民全員退去するめどが
あった。

東日本大震災から間もなく5年が経過する。
巨大地震、大津波それに原発事故が重なった。
被害は宮城、岩手、福島3県を中心に広がり、
死者、行方不明者1万8000人余に上った。
避難者は減ったとはいえ約18万人。
このうち約3割の方々が
未だに仮設住宅での生活を強いられている。
鉄道が切断されたままの地域も残り、
復興への道のりはまだ遠いとみられる。
被災地のホールを紹介するとともに
各地の現状を報告する。
時間が経過しても
「3・11」の記憶を消してはいけない。



3.11



被災の写真は「エスタディオ」提供

鉄道が切断されたままのため、代行バスが運行



亘理駅の改札口



亘理駅



エスタディオ亘理店



ホールそばにある津波浸水区域の表示

駐車場まで押し寄せた津波 宮城「エスタディオ亘理店」

宮城県・ＪＲ亘理駅に降り立つ。「相馬へ行かれる方はバスにお乗り換え下さい」と案内放送が流れる。常磐線は次の駅で行き止まり。福島へ通じる線路が切断されたままなのだ。「ＪＲ代行バス」の表示がある車体に灰色のコート姿の女性らが乗り込んでいく。この地域がまだ被災から立ち直っていないことが分かる。東京から東北新幹線、仙台で乗り継ぎ約３時間半。阿武隈川の河口にある亘理郡亘理町に入った。津波で町の約半分が水没した被災地である。

１月末。天候は晴れ。予想最低気温は氷点下４度。積雪はない。同駅から１km弱。県道１０号線

（塩釜亘理線）沿いに「エスタディオ亘理店」がある。ブルーを基調にした壁面に「estadio」のロゴが見える。スペイン語で競技場の意味だ。横浜市に本社を置き、１９ホールを展開する「エスタディオ」（中西純穂社長）の経営する複合店である。パチンコ３８０台、スロット１２０台を設置し、従業員は１５人。店舗を取り囲む駐車場は広く、６５０台を収容出来る。津波はこの駐車場まで押し寄せた。震災直後に従業員が撮影した写真には、駐車場に迫った水と路面に打ち上げられた魚が写っている。

「店舗の海側は津波の被害、山側は地震被害なんです。ちょうどここが境界線でした」。支配人の小島吉信さんはこう説明する。

店舗そばの道路沿いに「ここから過去の津波浸水区域」の表示が立てられている。脇の電柱は傾いたまま。当時の揺れの激しさを伝えている。

仕切り板や景品が落下 必死の避難誘導

地震の発生は１４時４６分。同町の震度は６弱。当時店内はどんな様

大震災から5年！ 癒えない被災の傷痕

2011.3

津波は駐車場まで押し寄せた



付近の道路も水没した



魚が打ち上げられた



津波が迫った



仕切り板が落下

子だったのか。勤務していた渡辺理恵さんに聞いた。勤めて10年。カウンター業務を中心にこなすベテランである。

休憩を終えてカウンターについたところ、大きな揺れが襲った。棚にある景品のお酒などが床に落ち、次々と割れる。パチンコとスロットの島を分離する仕切り板が通路に落下してきた。お客さんは約120人。従業員5人(男性2人と女性3人)で、「ともかくお客様を避難させなければ」と戸外に誘導した。

いったん外に出たものの店内に「戻る」というお客さんもいて「みんなで必死に止めました」というタクシーで来店し、帰りの足がない人もいて、従業員がマイカーで送り届けたりもし、約1時間で避難が終了した。

渡辺さんは保育所に子どもを預けていたので車で迎えに走った。二男(当時2歳)と長女(同ゼロ歳)が心配だった。無事2人を車に乗せたが、保育所は海岸に近い地域にあり、「海の方に凄い水しぶきが上がっていました。砂煙のように見えましたが、あれが津波だったんですね」。



備品が破損した



「瓶が落ちてみんな割れました」と話す渡辺さん

泊まり込みで店舗を守る 町の半分が水没

津波襲来は15時52分。防波堤を破壊し、阿武隈川を遡上し、一気に町を襲った。波高は約15m。住民が学校屋上などから撮影した映像が公開されているが、茶色の濁流が家屋、車、漁船など地上にあるあらゆるものを呑み込み込んでいく様子が捉えられている。海に面し汽水湖「鳥の海」があり、亶理店はその端から約2km、海からは3km以上の距離がある。それでも津波は海岸と鉄道のほぼ中間地点を通る常磐自動車道を越え、駅方向に迫った。しかし内陸部に進むうち勢いが弱まり、ようやく同店駐車場で止まった。

同町の「被害の概要」によると、津波の浸水面積は約35km²と全体の48%に及んだ。死者306人、行方不明者6人、負傷者45人、住宅の全壊2568棟、半壊1205棟に上る未曾有の惨事となった。仮設住宅入居者はピーク時で1094戸に1035世帯、3331人。町民の約1割が不自由な生活を余儀なくされた。

水没を免れた同店では、管理職と独身者が3日間泊まり込み、停電が続く中で店舗を守った。携帯用のガスコンロなどが炊飯に役立ったという。本社も道路事情が悪い中、新潟や山形経由で従業員たちのための食料などを送り込んだ。幸い従業員やその家族に被害はないことが判明した。

本社事業本部東北事業部長の稲福盛和さんは「震災以前から本社で防災マニュアルを作成し、店舗ごとに緊急時向けの専用アドレスを設定していたことなどが役に立ったと思います」と話している。渡辺さん宅では屋根の瓦が全部落ちる被害はあったが一家は無事だった。それでも水没した自宅の2階に残り残され、ヘリで救出された親戚らもいたという。

再開にこぎ着ける 福島原発事故の余波も

被害はこれだけではなかった。東京電力福島第一原子力発電所の事故である。3号機、続いて2号機が水素爆発、大量の放射性物質が風に乗って流出した。亶理町は宮城県の南部にあり、福島県に近い。同原発からは70km以上離れて

大震災から5年！ 癒えない被災の傷痕

「節電」の掲示



AED



事務所にはヘルメットなど災害用の備品が



にぎわう現在の店内



支配人の小島さん



駐車場

地域の友好の場に 災害時に備え

「のんびりしている」こと。
お客さんと従業員らとの距離が

こうした混乱の中、同店では従業員たちが落ちた仕切り板や景品、備品などの後片付けや清掃を進めた。水没を免れたため、各島の遊技機などは無事だった。停電は約2週間後復旧し、4月7日に営業を再開した。この間、近所の人がおにぎりを差し入れてくれたりしたという。

いるが、町内の公園などで被爆線量の基準（国際放射線防護委員会）である「年間1ミリシーベルト」を超える数値が測定された。除染実施の対象となるもので、表土の除去や樹木の枝葉の剪定、落ち葉の除去などが行われた。

現在でも水道水や学校給食の放射線物質測定が行われている。いまのところ基準を超える数値は出ていないという。渡辺さんは「気になりました。一時は保育所でも『お外は1時間だけ』でしたし」と話す。

近いのだ。小島さんは「お客様の40%がシニアの常連の方です」と説明する。

確かに店内を見渡すと、白髪の女性や野球帽にアノラック姿の高齢の男性らが遊技機に向かっていく。稼働のヤマは正午過ぎと19時に訪れる。「パチンコは打たないけれど友達に会いに来るといふ方もいらつしゃってサロンのようになることもあります」。だから「姿を見かけなくなった常連さん（人）というようにお客さんの数はやや減ったものの震災後も客層は「全く変化がない」という。

事務所の一角にはヘルメットやライト、飲料水など災害時用の備品が置かれている。従業員たちは消防や町内会など3か月に1回の避難訓練を欠かさない。

震災の時は別のホールで单身3日間店舗に泊まり込む体験をした小島さん。亘理店勤務は3回目。「形にとらわれず親切で丁寧な対応」がモットー。教訓を生かした災害への備えをしながら地域に信頼されるホールづくりを目指している。

仮設住宅の表示



見学ツアーの人たちが



ショベルカーが盛土の作業をしていた



仮設住宅

亘理町内 海沿いの消えた街

亘理町内を回ってみた。ここは東北一の苺の産地で、リンゴも県内1の生産量を誇る。駅から海岸方向へ進むと「イチゴ農園」の看板が目に入る。一見のどかな風景だが、海岸に近づくとも一変する。土がむき出しになった平地でショベルカーなどが動き回っている。土を積んだダンプカーが次々と走ってくる。

荒浜海水浴場に出る。コンクリートの分厚い防波堤が作られ、至る処にテトラポットが置かれている。堤防の上に立つと東側に太平洋、西側に鳥の海がある。海は穏やかでバスで乗り付けた被災地見学の人たちが砂浜に出たり、写真を撮ったりしている。堤防沿いにあった松林をはじめ、付近一帯の家屋などは根こそぎ波にさらわれてしまい、亘理温泉の建物だけがぽつんと立っている。ただ茶色の平地が広がり、ショベルカーが盛り土の作業をしている。地元の人は「ここに飲み屋とかひとつ街があったんだけど全部なくなっちゃった」と話す。

閑散とした仮設住宅

さらに亘理駅近くの仮設住宅に向かった。

道路沿いに「公共ゾーン 仮設住宅」の立て看板がある。白い建物が「ふるさと復興商店街」、茶色の建物が仮設住宅で、商店街をのぞくと丁度角がバーマ屋さんだった。このほか郵便局や呉服店などの表示があるが、建築事務所などすでに移転したところも多く、閑散としている。住宅は全部で96棟あり、各棟にナンバーが記されている。ここも引越した所帯がかなりいるようでひっそりしている。人影は見えず、軽乗用車2台とすれ違っただけだった。2日前に10cm積もった雪は雨で流れ、積雪はみられなかったが、夏暑く、冬寒いといわれるプレハブ住宅。被災して家を失った人たちはここで5年も過ごしてきた。どうにもやりきれない思いが残った。

繁華街のホール

仙台市内

この後、仙台へ出た。東北一の都市らしく繁華街は人で溢れ、商店も賑わっている。もう震災の後

大震災から5年！ 癒えない被災の傷痕



◀仙台駅



歩道に雪が残る



繁華街



案内板



復興商店街

復興庁によると、震災で避難した被災者は一時47万人に上ったが、現在は18万2000人となっている。全国47都道府県、1145市

警察庁によると、東日本大震災の被害は22都道県に及び、死者は1万5894人、行方不明者2563人、重軽傷者6152人に上る。建物では全半壊39万9923戸、火事の焼失による全半壊297戸、床上、床下浸水1万3586戸、一部損壊は実に72万6125戸となっている。このほか道路の損壊、橋梁被害、崖崩れ4521か所、堤防決壊45か所、鉄道被害29か所など甚大な被害をもたらした（1月8日現在）。

大震災 避難者18万人 住宅建設進まず

遺症は残っていないようにみえる。こちらでは積雪が残り、歩道は凍り付いている。地元の人慣れについてアイスバーンの上を中年の男性が自転車走ったり、ハイヒールの若い女性が駆け抜けたりしている。繁華街のホールを回ってみると、最初のホールは多くの島がほぼ満席だった。黒のアノラックのお年寄りやジャンパーに灰色のTシャツ

姿の若者らが遊技機に向かっている。特に人気台の島は空きがない。2店目に入るとここも結構賑わっている。近くの3店目に行くと3割ぐらいの入り。黒のコートの若い女性らがあり、低貸しのコーナーに人が集まっている。4店目はほぼ同じぐらいのお客さんの数でやはり島によって差が出ていた。都市部の競争は激しくなっているように見えた。

町村に分散し、地域では福島5万7775人が1番多く、次いで宮城5万206人、岩手2万3525人。関東には2万9677人、近畿2万959人、九州・沖縄2645人が避難している。

住居の内容では、仮設住宅や公営住宅などに入居している方は16万3000人余、親戚や知人宅に身を寄せている方が約1万8000人、病院にも449人が入っている。

このうちまだ仮設住宅に入居している方は6万4988人（3万1295戸）もいる。被災者が仮設住宅から移る災害公営住宅は完成47%と半分も出来ておらず、住宅などの高台移転も遅れている。

希羽ちゃん 移植手術成功

拡張型心筋症の沖縄県浦添市、
翁長希羽(おなが・のあ)ちゃん(1歳)は
1月末に専用機で渡米、
ニューヨークのコロンビア大学病院で
翌月、移植手術を受け、成功した。
一方、テキサス小児病院で移植手術を受けた
大阪府吹田市の大林夏奈ちゃん(1歳)は
人工呼吸器から離脱し、回復へ向かっている。
同月、誕生日を迎えたり、
念願の初登校を果たしたりした
子供たちもあり、
遊技業界などが支援した「命を救う活動」は
各地で成果を挙げている。

病院での夏奈ちゃん▼



◀▲渡米した
希羽ちゃん



出発する
希羽ちゃん▶



夏奈ちゃん 「着実に回復」

術後の経過順調 頑張る希羽ちゃん

希羽ちゃんは1月19日、ご両親とともに関西空港から医療器具などを搭載した専用機に乗り込んで米国へ向かい、無事到着した。

病院ではエコー、レントゲン、血液検査などを受け、正式に移植リストに登録された。「アメリカでもまったく動じることなく、先生や看護師さんたちに笑顔を見せ」、「So cute!」「So sweet!」と言われており、時差ボケをのぞけば普段通りだったという。

2月4日(現地時間)夜、ドナーが見つかったとの連絡を受け、5日夕から急遽手術が行われた。手術は約9時間に及んだが、無事移植に成功した。9日に胸の傷口を閉じ、一連の手術が完了した。希羽ちゃんはICUで人工呼吸器をつけている状態だが、経過は順調で様態も安定しているという。徐々に麻酔を抜き、覚醒させていくことになる。

ご両親は「その時は思いがけなくやってきました。(略)いざ現実となると想像以上に重いものでし

人工呼吸器外す

夏奈ちゃんへ激励の言葉

「た」とドナーの家族を思いやり、「希羽はこの先ドナーの方の心臓と共に生きていくことになります。(略)たくさんの愛情を注ぎ大切に育てていくことをお誓いしたいと思います」と報告してきている。

夏奈ちゃんは移植手術から約1か月経過した1月中旬、人工呼吸器を外した。

大きな装置から解放されて夏奈ちゃんはベッドの上で手足をバタバタさせて動き回っている。まだ、点滴や栄養補給のチューブがつけられており、筋力が低下しているので、以前のように寝返りやおもちゃで遊ぶことはまだ出来ないという。当面、一般病棟に移り、退院するのが目標で、ご両親は「夢に見た家族一つ屋根の下で暮らせる日々が、段々と近づいて来ました。一步一步ですが、着実に前に進んでいます」と「救う会」への報告に書いている。

支援する人たちからは「やったねーなちゃん」



◀10歳になった未来ちゃん

「みんな待つてるよ」「大きな機械が取れて良かったですね」「なちゃんの元気な姿が見られることを楽しみに大阪で待っています」など激励の言葉が寄せられている。

お誕生日 未来ちゃん

日向君 澄花ちゃん

宮崎市の小学4年生、大林未来ちゃんはこの1月に10歳の誕生日を迎えた。

ご両親のブログ「明るい未来に向かって」では、待ちに待った誕生日で、朝から「もう10歳になったよ!」と大喜びだったと伝えている。プレゼントには「本が欲しい」と言うので、一緒に本屋に出掛け、選んだのは「料理のきほん練習帳」。「私もお姉ちゃんになったから、これからはお料理を作ってママに食べさせてあげる」のが動機。

やる気満々で、

休日の度に作

ってあげると

言っているという。

鹿児島県霧島市の

小学4年、水流添

(つるぞえ)日向君も同



◀3歳になった澄花ちゃん

月、9歳になった。お母さんは「家族の元に帰ってきて、一年が過ぎました。あつという間の一年で目まぐるしい日々でしたが、日向が笑顔で側にいてくれるだけで、本当に夢のようで嬉しかったです」と「救う会」に報告を寄せている。好物のお寿司をリクエストされたが、生ものは食べられないのでナマを抜いたお寿司を家族で食べて祝ったという。広島県呉市の長尾澄花ちゃんは2月、3歳になった。

自分の指で「3」をつくり、「すみ

ちゃんです。

さんさいで

す」と言える

まで成長し、

ローソクが

立てられた

バースデーケ

ーキに喜んでいた。ご両親は「体力はまだ十分についたと言える状況にはありません。



日向君は9歳に▶

敬太君 初登校

昨年末帰郷した愛知県半田市の堀井敬太君(13)は2月1日、中学へ初登校した。

黒の詰め襟の制服を着込んだ敬太君は「メチャメチャ緊張しました」。病気のため約1年半学校とは遠ざかっており、小学校時代の友達も一回り大きくなっているのが戸惑いもあった。それでも希望の学校生活に喜びでいっぱいだった。登下校は車で送迎、授業は午前中だけだが、本人は「教えてもらえる。知るって楽しい」「自分だけで勉強してた時とは、時間の流れが違うんだ。あつという間なんだ」と話しているという。ご両親は「制服を着た敬太が校舎に消えていく姿に、『今まで生きていてくれて、ありがとう』と目頭が熱くなりまし

た」と「守

る会」への

報告に書

いている。



◀初登校した敬太君



機構の窓から

恥すべきこと

交通事故死者を2000人に減らすという警察庁の目標を立てた今年、1月15日未明、長野県軽井沢町の一般道からスキー客を乗せたバスががけ下に転落、学生と運転手ら計15人が亡くなった。

犠牲者は就職が決まり卒業記念にスキーに行く早大生、ゼミのグループでスキーを楽しもうとした法大生。暗澹たる気持ちになった。

原因はいま警察が捜査しているが、運転経験の少ない65歳の運転手を採用したバス会社の責任は重い。

読売新聞に載った15人の顔写真をしながら「気の毒に、これからだというのに...」最近、顔写真が載っていない事故や事件が多くなったのに、まじめに取材したな」と後輩たちを思いやった。

だが、数時間後、出勤して朝日新聞を見て仰天した。なんと同じ顔写真の下に「フェイス・ブック」から、とか「ツイッターから」「ブログから」と断りがある。同紙の17日の社会面には12人の若者の写真が並び、11枚がネットからの引き写しで、友人提供は一枚だけ。

つまり各紙がフェイスブックなどパソコンから勝手にいただいた写真を載せ自分で歩いて集めたのは一枚だけなのだ。そして朝日新聞だけが出所を明示したわけだ。怒りよりも唾然とした。かつて同じ社会部で取材を共にして来た同僚も声もなかった。「これは盗用ではないのか」「許されているとすれば何が根拠なのか」。同僚と調べたところ、新聞報道資料研究会での元高裁判事で現弁護士が発言「ソーシャルメディアに投稿された顔写真についても、報道目的であれば許諾なしで利用できる」が根拠のようだ。

しかしこの発言は公式見解ではなく一つの意見に過ぎない。新聞、テレビはこれまで「ネットのコピーは許されない」という姿勢でいたのではなかったか。

批判しているのは私だけではない。ネットでも「違和感がある」「最近のマスコミは被害者顔写真をFBからパクっている」との投稿が目立っている。

つくづく「情けない」と思った。駆け出し時代から「顔写真は本当に必要か」と苦しみ先輩たちと議論したがいまだに結論は出ない。現職に聞くと「今の時代コピーをやる記者が多く教育なんてできたものではない」とあきらめ顔だ。冗談じゃない。自分の足で写真を集めに行き、そこで悲嘆にくれる家族や友人から話を聞き記事にするのが当たり前ではないのか。犠牲者の身近な人からの取材はつらく、まして顔写真を貸してほしいなどと切りだすのは苦しみを感ぜないわけにはいかなかった。だから二度とこんな事故は起こしてはいけないという気持ちで原稿を書いた覚えもある。それが安直に、ブログをコピーするなんて。恥ずかしい連中だ。先輩たちも「やってはいけない事」を強く教えるければならない。それが嫌なら「顔写真は必要か否か」の議論を徹底してやり、その社の方針を決めることだ。必要となったら盗用はやめ自分の足を運び、記事の質も高めるための取材をすることだ。以前この欄でちよっと触れたが1985年の日航ジャンボ墜落事故の犠牲者、5000人を超える全乗客の顔写真を集めたことがある。「くだらない」「不必要」と当時非難の声があつたが、ジャンボ機の全席を顔写真で埋めたあの見開き紙面は事故の悲惨さをもっとも強く訴えることが出来たと今でも思っている。

地味な顔写真問題とはいえ、新聞記者たる者、法に触れないとはいえ「盗用」などは恥すべきことだと知ってもらいたい。

(勝)



店長に求められる知識

経営マネジメントⅧ

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

日本経済や国民のライフスタイルの変化、娯楽の多様化などの影響により、パチンコ業界の市場規模は年々縮小を続けています。このような環境下でも、ヒト・モノ・カネ・情報などの限られた資源やリスクを管理し、店舗運営を最適化するための手法が求められます。その実践論こそが経営マネジメントです。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、経営マネジメントに必要な知識と能力を有していなければなりません。

今回は消費税について取り上げます。一昨年4月、社会保障・税一体改革関連法の一環として消費税が5%から8%へと引き上げられました。財政が切迫するなかで、消費税が増税されるのは実に17年ぶりのことでしたが、来春にはさらなる引き上げが予定されています。パチンコ業界では増税後の実質的な可処分所得の減少によって稼働低下を心配する声も多く、今後の更なる対策が求められています。

まずは消費税の仕組みを理解しましょう。

消費税の大原則

消費税は、消費者が負担し、事業者が申告・納付する

消費税を負担するのは、消費者です。製品を造る製造業者、中間に入る卸売業者、小売業者は、あくまで消費者に代わって消費税を申告・納付しているに過ぎません。もちろん、パチンコ店も例外ではなく、消費者であるお客様から預かった消費税を、事業者であるパチンコ店が国に申告・納付します。

納付額

上記の通り、消費税は消費者であるお客様が負担しています。具体的には、玉貸し時にお客様から預かった仮受（かりうけ）消費税から、賞品を仕入れたり、遊技機を購入したりするときに支払った仮払（かりばらい）消費税を差し引いた金額を国に申告・納税しています。

$$\text{納付額} = \text{仮受消費税} - \text{仮払消費税}$$

① 玉貸し時（下図）

お客様が1万800円分の玉を借りて遊技をした場合、売上（税込）に8%の消費税が含まれるため、内訳は「本体価格1万円＋仮受消費税800円」となります。

② 賞品交換時

利益率15%のとき、
粗利: $10,800円 \times 15\% = 1,620円$
賞品原価: $10,800円 - 1,620円 = 9,180円$ となります。

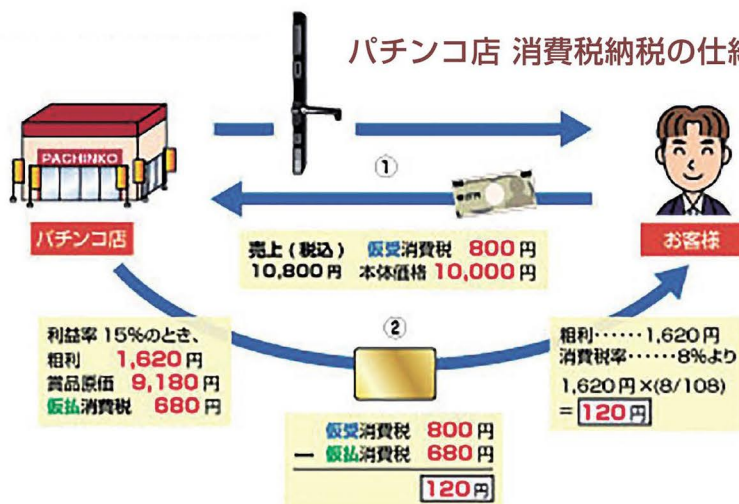
賞品仕入れ時には賞品業者に対して、
 $9,180円 \times (8/108) = 680円$ の仮払消費税が発生します。

よって消費税納付額は、
仮受消費税: $800円$ - 仮払消費税: $680円 = 120円$ となります。
この120円は、お客様の消費金額（店側の粗利）である1,620円に対して、税込8%分と一致します。

$1,620円 \times (8/108) = 120円$

この点は他業種と同じく、お客様は消費金額に対して税率分の消費税を支払っていることになりま

パチンコ店 消費税納税の仕組み



課税対象

す。ここからは、問題を解きながら解説していきましょう。

【問題】

消費税の課税対象として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

a: 屋外看板設置にかかる

土地賃借料

- b: セミナーや講座の会費
- c: 国内出張旅費
- d: 水道光熱費

【回答分布】

- a: 29・9% b: 28・8%
- c: 21・6% d: 19・7%

【正解と解説】

正解はaです。

消費税は原則として、国内において「事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け及び役務の提供」ならびに「輸入取引」が課税の対象です。しかし、これらの取引であっても社会政策的配慮から課税しない非課税取引が定められているものもあり、土地賃借料は非課税対象となります。その他、主な非課税取引は以下の通りです。なお、補助金や寄付金は対価を得ないため、課税対象ではありません。

- 1 土地の譲渡及び貸付け
- 2 有価証券等の譲渡
- 3 支払手段の譲渡

消費税納付額1

勘定科目	
機械費	対象
人件費	対象外
広告宣伝費	対象
水道光熱費	対象
租税公課	対象外
減価償却	対象外
その他	対象

- 4 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 5 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡
- 6 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
- 7 社会保険医療の給付等
- 8 社会福祉事業等によるサービスの提供
- 9 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け
- 10 住宅の貸付け

パチンコ

店における主な経費は、以下の通り多くが課税対象となります。

【問題】

あるパチンコ店における月間

の売上・粗利額が表のとき、消費税納付額として正しいものはどれか。

消費税率は8%、

その他仕入れ、支払いについては考慮しないものとする。
(小数点第1位を四捨五入とする)

売上(税込)	280,000
利益率	16.0%
粗利	44,800

単位:千

【選択肢】

- a : 331万8519円
b : 358万4000円
c : 2074万741円
d : 2240万円

消費税納付額2

である粗利に対して、消費税が発生している点は他業種と同様です。

【問題】

売上・粗利額が一定のまま、消費税率が8%から10%に上がったとき、消費税納付額の増減として正しいものはどれか。
(小数点第1位を四捨五入とする)

【選択肢】

- a : ±0円

【回答分布】

- b : +40万7273円
c : +75万4208円
d : +89万6000円

- a : 8・3%
c : 18・2%
b : 24・0%
d : 49・5%

【正解と解説】

正解はcです。

8%時の消費税納付額は、
 $44,800,000 \text{円} \div 108 \times 8 = 3,318,519 \text{円}$
10%時の消費税納付額は、
 $44,800,000 \text{円} \div 110 \times 10 = 4,072,727 \text{円}$
よって差額は、
 $4,072,727 - 3,318,519 = 754,208 \text{円}$ です。

- 【回答分布】
a : 13・8%
b : 48・5%
c : 14・3%
d : 23・4%

【正解と解説】

正解はaです。

消費税納付額は仮受消費税から仮払消費税を差し引いて算出します。

お客様の消費金額

売上(税込)が2.8億円より、
借受消費税 = $280,000,000 \text{円} \div 108 \times 8 = 20,740,741 \text{円}$
景品原価 = 売上 - 粗利より、
 $= 280,000,000 \text{円} - 44,800,000 \text{円} = 235,200,000 \text{円}$
仮払消費税 = $235,200,000 \text{円} \div 108 \times 8 = 17,422,222 \text{円}$
消費税納付額 = 借受消費税 - 仮払消費税
 $= 20,740,741 \text{円} - 17,422,222 \text{円} = 3,318,519 \text{円}$ となります。
消費税納付額は、粗利額である44,800,000円に対する8%の内税分で算出することもできます。
消費税納付額 = $44,800,000 \text{円} \div 108 \times 8 = 3,318,519 \text{円}$

パチンコ店における玉貸し時の消費税徴収方法は、内税方式と外税方式(貸玉個数調整方式と貸玉料金調整方式)で区別されています。しかし、従来の遊技料金であった4円の中に消費税を含めるか含めないかの違いであり、実質的に売上はどちらも税込(内税)で処理されています。

よって納付額は、
消費税納付額
= 粗利 $\div (100 + \text{消費税率}) \times \text{消費税率}$
で算出することができます。

消費税納付額
= 粗利 $\div 100 \times \text{消費税率}$
はよくある計算方法の間違いであるため、注意しましょう。

1989年の消費税導入時、パチンコ業界は技術的な問題などにより、貸玉時に消費税を転嫁することができませんでした。その後、消費税問題は業界全体で長きにわたって先送りされてきたと言えます。
2014年4月、8%への増税時にも他業種と比較して対応の遅れが目立ちました。今後も10%への増税に向けて、業界内での問題は山積しています。
業界全体で消費税への理解を深めていかなければなりません。



銀世界の裏

92

遊技くぎ

文・綾小路 杏

イラスト・岩崎政志

全国のパチンコ台で
不正改造が横行

くぎの不正で
数十万台を自主回収

昨日、新聞やテレビで、パチンコの不正改造に関することが大きく報道された。

以前からこの「くぎ問題」は業界誌などで取り上げられていたし、行政講話でも思い切り指摘されていたから、幹部クラスはさすがに知っていた。

けれど、今回報道されて、そんな問題があるということを初めて知った社員もいたし、アルバイトの連中は全く知らずに驚く者が多かった。

オレは、知っていた。

けれど、「不正」だという認識はほとんどなかったというのが正直なところだ。

くぎの問題が新聞に掲載された翌日の朝。

本社ビルの1階と2階で営業しているホールでは営業開始前にミートインが行われた。

店長は、アルバイトを含むフロアまわりの全員に今回の件を伝えたのだ。

「うちのホールはメーカーから納品された台をそのまま使っている」

「だから不正改造では無い」

「お客さんから聞かれたら安心してご遊技して頂けます、と言い張れ」

「お客さんもスタートに何個入るかだけしか考えてないはずだからたぶん大丈夫だ」

「もし本当に困ったらヘルプをかける。オレが対応する」

この店長は、見かけは頼りないが、実は、いざというときには頼りになると評判の男だ。

最初はナメていた部下も、期待していなかった上司も、いつしかすっかり店長を信頼するようになっていた。

人柄も悪くない。

つまり、この会社で一番デキる男
といっている。



いっぽう、オレ
はこの会社の設
備機械課の主任。

課長の次のナ
ンバー2だ。

と言っても部
下はいないので、
「ナンバー2」と
いっても、まっ
たくエラくはな
い…。

いつも課長と二
人で、遊技機や
周辺機器などの
納品から設置ま
でをやっている。

てことは、課長
もあまりエラく
はないというこ
とだ。

うちのグルー
プ

が経営しているのは、本社ホール
ふくめて5店。

ちなみに、社長にはお兄さんがい
て、そのお兄さんも同じようにパ
チンコホールを10店舗経営してい
る。

屋号の似ている兄弟グループ店と
しては15店舗となる。

ということ、オレと課長の仕事
は、5店舗のパチンコとパチスロ
の入れ替え業務が中心だ。

朝の全体会議が終わった後、少し
時間の余裕があったので、設備機
械課の課長といろいろな話をした。

課長も今回の件はかなりの危機意
識を持っていた。

なぜなら、検定通り…つまり、
メーカーからもらっている取扱説
明書通りにくぎを叩くと、とんで
もない遊技機に仕上がることを知
っているからだ。

●
昨年の1月だかの警察庁の保安課
長講話の後、ヒマな時にうちの課
長と一緒に、あるメーカーのパチ
ンコ遊技機のくぎを取扱説明書通
りに叩いた。

●
そしたら、スタートにはあまり入
らなくなり、一般入賞口にはバカ
バカ入るようになったのだ。

●
メーカーから配布される取扱説明
書通りのくぎだと、いわゆるベ
ースが高くなるのでお客さんは遊技
する時間が長くなる。しかしスタ
ート、つまりヘソには入らなくな
るから演出などを楽しめる状況に
はならない。

●
これではお客さんは「つまらな
い」と感じてしまうだろう。

●
改善するには、くぎを叩くだけ
はダメだ。

●
遊技機内部のソフトを含めて作り
直す必要があるはずだ。

デモ画面が頻繁に表れるパチンコ遊技機はお客さんにとって打つ価値が無いものだろう。

従って、取扱説明書通りのパチンコ遊技機を設置することになったら、全国のパチンコホールは閑古鳥が無くなる可能性が高い。

オレと課長は「なんでこんなことになるんですかね？」と頭を抱えていた。

そして、もつと疑問なのが、今朝の店長の訓示にもあった「ホールはメーカーから納品されたままでパチンコ遊技機を使っている」という主張だ。

驚くことに業界誌などを見ると団体関係者の中にも「ホールはそもそもくぎを叩いてないから」などと主張している人がいるようだ。

よくそんなことを言えるな、と思う。

パチンコ関連の機材等を販売して

いる商社はたくさんあるが、くぎを叩く道具を販売していないところは皆無だと思う。

どこの商社でも遊技くぎを叩く専用ハンマーや玉ゲージ、板ゲージなど関連するものを必ず取り扱っている。

それは何のためにあるのか？

答えはひとつだ。

大きな声では言えないが、うちのホールも新台が納品されたらすぐ

にくぎを叩く。

もちろん取説通りではない。

スタートはやや開けめにして、一般入賞口は玉が通過する程度にする。

これは設備機械課が必ずやっていること。

そして店舗に設置してからは店長や主任クラスが実際に試し打ちをしながら、ハンマーで叩いて微調整を加えている。

裏の銀世界

パチンコ遊技機は「ねかせ」の問題もあって、実際に島に取り付けた状態で玉の流れをみないととてもないことになる。

お客さんが喜ぶ仕様に仕上げ、なおかつホールの売上が上がり、利益が確保できるのがプロのくぎ調整だと思っている。

課長と長時間議論した結果、お客さんもホールも、そしてメーカーも射幸性を求めすぎたゆえの問題であろう……。

という結論が取りあえず出た。

コンビニなんかで販売されている攻略雑誌だって、一般入賞口のこととはまったく触れられていない。

デジパチはあくまで千円で何回まわったら勝てるのが基準になっている。

お客さん目線だから、まあこれは仕方ないのだろう。



この、「仕方ないこと」にメーカーやホールも引きずられたのではないだろうか？

たとえば。ネットで流されている過去の遊技機の映像などで見てみると、換金等価が全国に広がって以降のパチンコ遊技機、特にデジパチは、スタートだけに入って他の入賞口には入らなくなっているように見える。

大昔の極悪な一発台だって、他の入賞口であるチューリップなどに入って一定量の払出しはあるようだ。

つまりベースは一定数が確保されているということだ。

もっとも一発台のほとんどは、いわゆる普通機のくぎを強引に変更したものだ…。

そして課長と話していて、最も今回の原因の核心をついているのではないかと思ったのが、パチンコ遊技機の出玉性能はそもそも良すぎるのではないだろうか？という点だ。



だから換金等価で営業する場合、どこかでホール側は利益を出さなければならぬ。

それが一般入賞口だったということだろう…。

まあうちの設備機械課の二人が話をしても、業界になんの影響も及ぼさないことはわかってるが…。

それにしても困った問題だ。

なんとなく課長と話し疲れたところで事務所内が騒がしくなってきた。

どうやらお客さんからのクレームが入っているらしい。

それも複数人のお客さんがフロアで苦情を言っているようだ。

今日は社長から指示があったようで、店長や幹部は話し合わせたように上着にネクタイ着用をしている。

「〇〇番台のお客様からです。新聞に出ていたけど、このホールは不正機だとわかっててお客さんに打たせているのか？」とのクレームです」

開いている指令室のドアから、フロア従業員の泣きそうな声のインカムが聞こえてきた。

そうこうするうちに、フロアで対応している店長から、設備機械課

にも応援要請が入った。

「お客さんに説明する人数が足りなくなったから、設備機械課でも対応して欲しい」

仕方ない。オレもお客さんに説明しよう！

自分自身、この問題を理解しているわけではなく、心の整理もついてないけど、お客さんには誠心誠意説明するしかない。

オレも生活かかっているし、他の従業員にも生活がある。

課長、オレ先に行ってますよ！

オレはフロアに向かって走った。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、
現実に存在する人物や事件とは
一切関係ありません。

違法な遊技機を使用して営業した ホール業者に対する法的責任追及 に関する見解について



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て
平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1 マスコミの報道と 遊技客による

ホール業者への訴訟提起

昨平成27年(2015年)12月24日
から25日にかけて、テレビ・新聞等のマ
スコミは、「パチンコ数十万台自主回収
へ」(夕刊フジ12月24日)、「くぎ曲げ 大
当たり狙い誘導 不正パチンコ台数十万
台回収へ」(産経新聞12月25日朝刊)、
「パチンコ数十万台 くぎ不正し出荷か
撤去要請」(朝日新聞12月25日朝刊)等、
一斉に報道した。これらの論調は、「検
定機と性能が異なる可能性のあるぱち
んこ遊技機」の自主撤去・自主回収より
も、ホール業者によるくぎ曲げに焦点
を当てたものが多数を占めていた。
このような報道を受け、一部の論者

は、平成18年(2006年)の最高裁判
決を契機として全国的に多発した、サ
ラ金業者に対するグレーゾーン金利分
の返還を求める過払い金訴訟になぞら
え、くぎ曲げ等による違法な遊技機を
使用して営業した場合、遊技客からホ
ール業者に対して損害賠償を請求する
訴訟が集団的に提起されることを示唆
している。

2

「検定機と性能が異なる 可能性のあるぱちんこ遊技機」 という用語

ところで、警察庁、そして、業界団体
は、「検定機と性能が異なる可能性のあ
るぱちんこ遊技機」という用語を用い
ているが、これは、遊技機の性能が実
際に検定機と異なっているか否か、そ

の性能が遊技機規則(「著しく客の射幸
心をそそるおそれ」のある遊技機の使用
禁止)(風適法20条1項)違反となってい
るか否か、すなわち、違法機か否かと
いう点について判断していないからで
ある。

このように違法機か否か判断してい
ないのであるから、メーカーにとって
は直ちに検定の取消し処分という問題
は生じないし、ホールにとっては遊技
機規則違反の問題と共に後述の客に対
する民事上の責任という問題も生じな
いことになる。

3

違法機を使用した ホール業者の責任

では、ある型式がメーカー出荷時に
検定機と性能が異なり、遊技機規則違

反となる高い射幸性を示すこと、すなわち、当該型式に属する遊技機が全て違法機であると確定的に判断された場合、これを使用して営業したホール業者は客に対して、どのような民事上の責任を負うのであろうか。

何度か説明したが、客がホールで貸玉機に現金を投入する、又は、貯玉を引き出すと、ホール業者と客との間で、客は適法かつ適正に可動する遊技機でプレイをする権利及び出玉に対して景品(賞品)の提供を受ける権利等を取得し、ホール業者はこれに対応する義務を負担するという内容の遊技に関する契約が成立する。

ところが、客が選んだ遊技機が違法機だと、ホール業者は、適法な遊技機での遊技を提供する義務の履行不能で契約違反となり、プレイに使った貸玉料金を返還(損害賠償)しなければならなくなる(民法415条)。なお、この場合、プレイ自体が無効なので、ホール業者は、景品や再プレイ提供の義務は免れる。

4

客からの損害賠償請求訴訟の主張・立証

では、違法機でプレイした客が、ホ

ール業者に対して、損害賠償請求訴訟を提起して来た場合、被告となったホール業者側が敗訴し、賠償に応じなければならなくなる可能性は、どれ位あるのだろうか。

結論からいえば、被告「ホール業者敗訴の可能性は極めて低いだろう」。

先ず、ホール業者は、たまたま納品された遊技機が違法機であったに過ぎないことを主張・立証すれば、遊技契約に基づく債務不履行に故意・過失がないとして損害賠償を免れられるだろう。裁判所は、ホール業者が自ら釘曲げをしたのではなく、メーカー出荷時に検定機と性能が異なっていたということであれば、違法機の使用は不可抗力であるとして、ホール業者の責任を否定するだろう。

しかしながら、ホール業者が、遊技機が違法機である可能性を認識していれば、故意はないとしても少なくとも過失があるとされ、債務不履行責任が認められることになる。

とはいっても、ホール業者に対する損害賠償請求訴訟は、原告「客の主張・立証が困難である」という訴訟技術的な理由から、ホール業者が敗訴する可能性は極めて低い。

何故なら、客が勝訴するには、何年

何月何日の何時から何時までの間、ホ

ールの何番の遊技機(当然、客観的に違法機であることが前提である)でプレイし、その際、いくら遊技料金を使ったかという事実を特定して主張し、これを客観的な証拠で立証しなければならぬところ、このようなことは事実上不可能だからである。

この点の困難さは、ホール業者によるくぎ曲げを理由とする場合は、くぎ曲げの事実の存否、それにより、遊技機規則違反の違法機となっているのか否かというところから主張・立証しなければならぬから、更に一層厳しいものとなる。

5

貯玉会員の会員データと証拠保全手続

ただ、貯玉会員に限れば、何月何日何時に何番台でいくら使ったのかを把握できるデータがホールコンピュータに一定期間残っている。客がこのデータを入手し、前述の主張・立証上の困難を克服する可能性はある。

ホール業者は客に貯玉会員データを提供する義務はないのだが、客が民事訴訟法234条に規定する証拠保全の手続を申し立てると、これらのデータ

は開示されてしまう。

証拠保全とは、裁判所が予め証拠調べをしなければ、その証拠を使用することが困難になると認めたときに、当事者の申立てにより、事前に証拠調べをするというもので、裁判所において、ホール業者が貯玉会員データを抹消するかもしれないと判断すれば、簡単に認められる。そうすると、裁判所から執行官がホールに来てデータのコピーをとって行くことになる。

客にとって、貯玉会員データを入手しても、その分析は非常な困難を伴うと思われるが、これにより、いつ、どの遊技機でプレイし、いくら遊技料金を使った等の事実を特定した主張・立証はできるであろう。

なお、客は、損害賠償請求訴訟の主張・立証ができて、賠償額は景品を取得した分を差し引くから、ホール業者がそう大きな金額を支払うことにはならないであろう。

客が選んだ遊技機が違法機だと、ホール業者は、適法な遊技機での遊技を提供する義務の履行不能で契約違反となり、プレイに使った貸玉料金を返還（損害賠償）しなければならなくなる（民法415条）。

なお、この場合、プレイ自体が無効なので、ホール業者は、景品や再プレイ提供の義務は免れる。

ポイント

6 損害賠償請求訴訟提起の可能性

以上述べたように、客からホール業者に対する損害賠償請求訴訟は、主張・立証が困難であり、証拠保全を利用してこの困難を克服しても、非常に手間ひまがかかる。

一部の論者が挙げる過払い金訴訟は、サラ金業者が貸金業規制法の規定により、原告＝債務者に借入・返済等に関するデータを開示する義務があるから主張・立証は容易で、簡単にまとめた過払い金の返還を得ることができたから、これに群がる弁護士も多かった。制度改革による大増員で「食えない弁護士」が増えたとしても、主張・立証が困難で、非常に手間ひまがかかり、しかも、まとめた金銭の回収が難しいこの種の訴訟を手掛ける弁護士は皆無ではないにしても、多くはないであろう。

とはいっても、反パチンコを標榜する社会運動団体が世論を喚起する目的で、多数の客を原告として糾合して、ホール業者に集団的な訴訟を提起して来る可能性までは否定できないであろう。

データでみるパチンコ業界

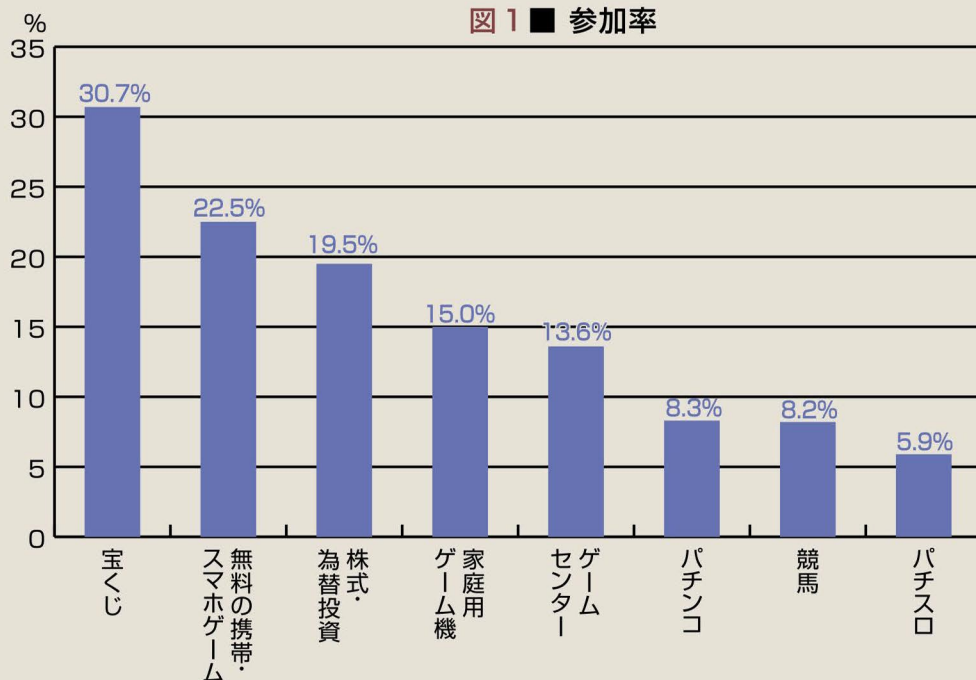
Yesterday, Today And Tomorrow

第104回

経験の敷居を 低くしよう

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

図1 ■ 参加率



10%を切る、
「パチンコ」の
参加率

パチンコのMAXタイプやパチスロのAT機の規制、検定機と性能が異なる可能性のあるパチンコ

機種の撤去問題など、これからパチンコ業界は大きく変わっていくこととなります。今後、どのような方向にパチンコ業界が進むべきか、エンタテインメントビジネス総合研究所の「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2016」のデータから考察してみましょう。

図1ではパチンコ、パチスロおよび主な娯楽や投資などをこの1年間でを行った人の参加率を示しました。「パチンコ」は8・3%、「パチスロ」は5・9%です。調査した娯楽のなかでは「宝くじ」が最も参加率が高く30・7%で次いで「無料の携帯・スマホゲーム」22・5%、「株式・為替投資」19・5%、「ゲームセンター」13・6%などでした。「競馬」は、8・2%と「パチンコ」に近い数値になっています。

継続率

「パチンコ」
20・4%
「パチスロ」
24・4%

図2では参加率に加え、その娯楽や投資を経験したことはあるもののこの1年間では行っていない、休止者の比率も示しました。参加者と休止者を合わせた、経験者の比率（経験率）では、「ゲームセンター」が最も高く62・2%になっています。次は59・9%と僅差で「宝くじ」です。「パチンコ」は経験率では40・6%、「パチスロ」はそれより低く24・2%です。「競馬」（28・3%）や「株式・為替投資」（33・0%）を下回っています。「パチンコ」は、経験率の数字の高さに比較して、参加率が低いことが分かります。多くの人が参加しながらも止めてしまったり、中断してしまったりする層が厚くなっているわけです。

図3では経験者全体における現在の

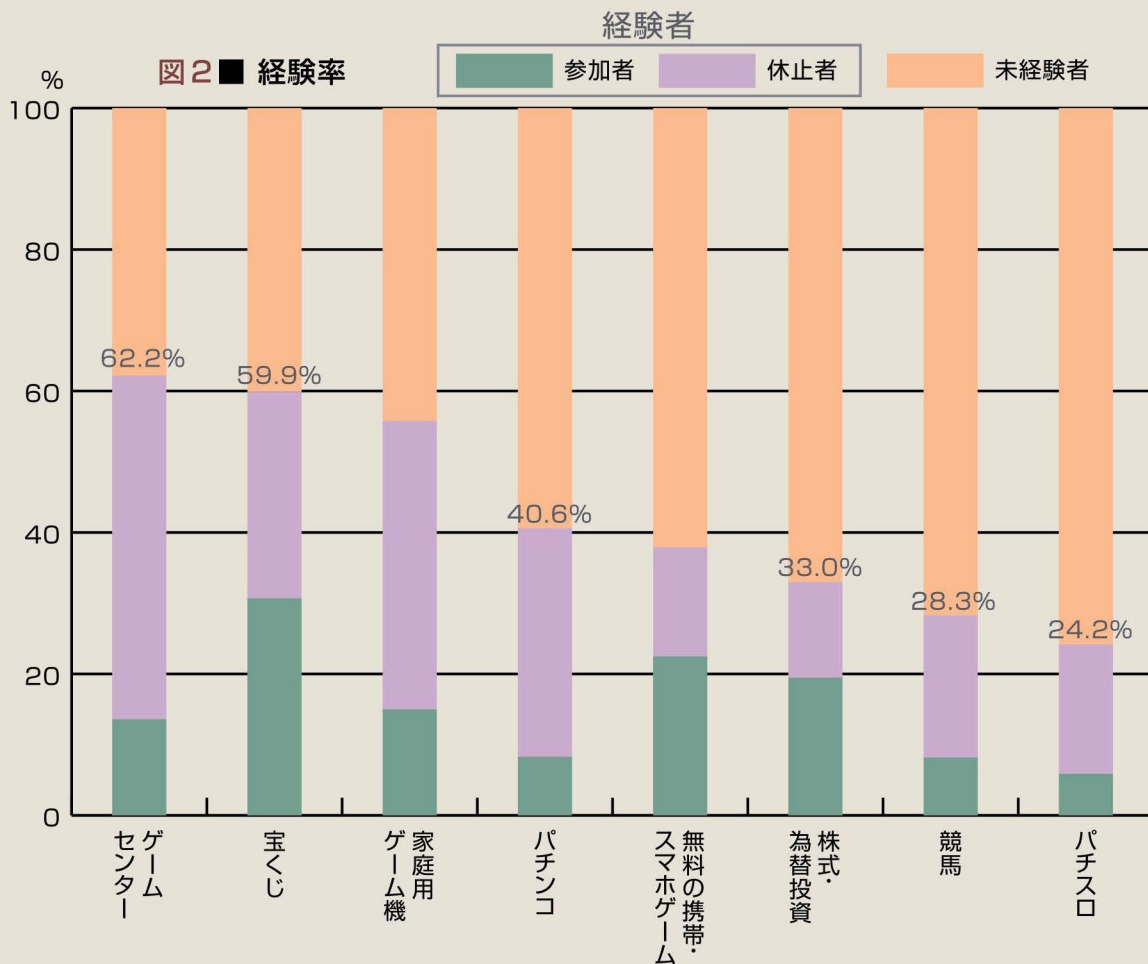
の参加者の比率（継続率）と休止者の比率（休止率）を示しました。「パチンコ」の継続率は20・4%で、調査した項目の中で最低の結果となっています。「パチスロ」も24・4%と、経験者の4分の1程度の継続率でしかありません。「無料の携帯・スマホゲーム」が最も率が高く59・4%なのは無料という投資なしの遊びだからでしょう。次いで「株式・為替投資」59・1%、「宝くじ」51・3%が50%台で、他は20%台に留まっています。

歴史が古く、年齢制限がある「パチンコ」

なぜ、「パチンコ」の継続率はこれほど低いのでしょうか。理由のひとつには、スマホゲームなどと違い「パチンコ」は歴史が長いことが挙げられます。「無料の携帯・スマホゲーム」は普及が急激で、今の時点ではそれほど止める人がいないでしょう。むしろ、最近始め、はまった人も少なくないことでしょう。電車内などでゲームに夢中になっている若者らを見かけ

ることは珍しくはありません。これに対して戦後普及した「パチンコ」は、何回かブームと言える時期がありました。そうしたブームの

時に熱中したことがあっても、ブームが去るとともにパチンコ店に行かなくなり、現在は「パチンコ」をしていない人も多いのではな



経験の敷居を低くしよう

いでしょようか。

また、「パチンコ」には18歳未満は遊技できないという年齢制限があります。制限解禁直後の若い頃に試しに打ってはみたものの、その後はパチンコ店に足を向けなくなったという人もいるかもしれません。

今後、「パチンコ」「パチスロ」の参加率を高めていくためには、まず経験率を高める必要があります。そうでなければ、経験者の休止率を抑え、継続率を高めることで参加率を上昇に向かわせることが出来なからです。

付き合っ、誘う機会をパチンコに

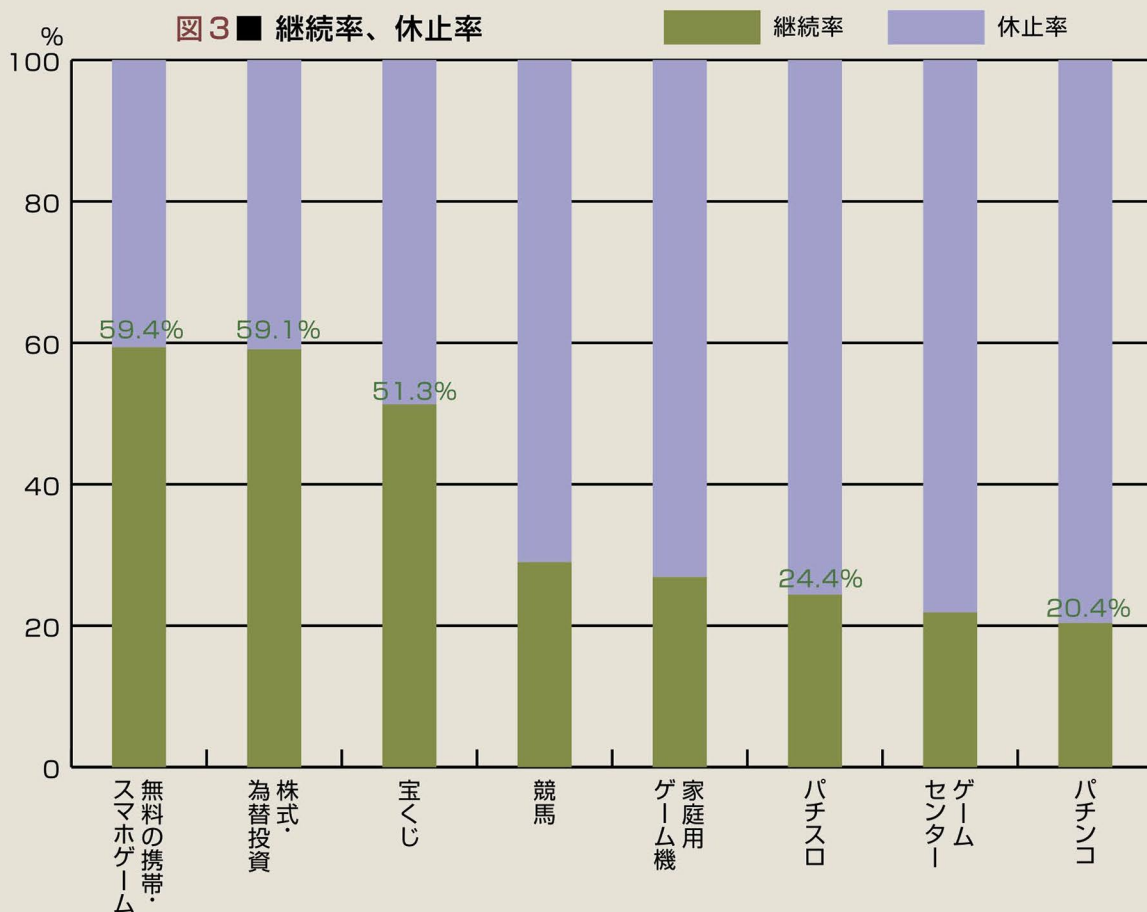
「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2016」によると、パチンコ、パチスロを遊技するきっかけは「友人や知人に誘われて」が約5割を超えています（「パチンコ」58.6%、「パチスロ」53.3%）。パチンコ、パチスロは年齢制限もあり、初めて遊ぶには敷居が高い部分があるでしょう。従って、経験率を

上げるためには、友人、知人を気軽に誘えるような環境が必要です。

最近では若者のアルコール離れが指摘されています。それでも忘年会や新年会、歓送迎会などの催しの際には、ビールやチューハイなどを酌み交わすことが今でも一般的です。このように、付き合ったり、誘ったりする機会があるので飲酒の経験者の減少は急激ではないのかもしれない。

パチンコに友人、知人を誘えない理由としては、今までは「勝ちにくい」「お金がかかる」「タバコ臭い」などの理由が主に挙げられていました。検定機と性能の異なるパチンコ機が撤去され、射幸性の低い遊技機が増えるようになれば、「勝ちにくい」「お金がかかる」という状況も変わっていくことでしょう。また、近年はパチンコ店内での分煙ボードの設置やフロアで区分するなど分煙対策も進んでいます。今後は、パチンコ店へも友人や知人を誘いやすくなるはずですね。今後、パチンコ店の営業のあり方は大きく変わっていくとみられています。射幸性の高い機種は撤去され、新たな性能の遊技機が増

図3 ■ 継続率、休止率



えていくことになるでしょう。初めてのお客さまも従来より入りやすくなるかもしれません。そうした変化を捉え、より多くの方が参加出来るよう営業の工夫を考えていく時期にきています。

KiK NEWS お知らせ

誓約書の申請書類の流れ

機構事務局に各地のホールの責任者の方から「誓約書関係の書類はそちらに送ればいいのでしょうか」などと問い合わせの電話がしばしば入る。組合員の方の書類は各都府県方面の遊協、全日遊連を経由、非組合員の方の場合は機構に直接に送る仕組みになっている。遊協担当者の方からの問い合わせも多いので、改めて誓約書提出の手続きについて説明したい。

各地の都府県方面遊協に加入されているホールの場合 (加盟予定も含む)

誓約書の提出先は所属している各地の組合となる。所定の用紙は各組合事務局が保管しており、そこから用紙を取り寄せる。必要事項を記入のうえ、同じ組合に提出する。書類は地区組合から全日遊連に送られ、処理を経たうえで機構事務局に回って来る。

組合に加入していないホールの場合

機構事務局に電話やファックスで連絡し、所定の用紙を送ってもらう。電話申し込みの場合でも、機構事務局が書類を送付するために店名、電話番号などが必要なので、結果的にファックスで申し込みを受けることになる。送られてきた用紙に必要事項を記載の上、機構事務局に返送する。

新規の開店などに加え、店名の変更や法人名称の変更、代表者の交代などの場合、誓約書を再提出することになる。ただし、市町村合併などで住所の名称が変更になった場合は、再提出の必要はない。機構ホームページでのホール表示は当該ホールに確認のうえ、新住所で掲載している。

機構事務局へのお問い合わせは

電話番号 03-3518-2062

FAX番号 03-3518-2063



編集後記

セッセと土をほじって研究し、ノーベル賞をとった学者には驚かされたが、世の中には変わった人がいるものだ。
変わった人が 過日某新聞に載っていたのだが、誰でも知っている有名な女流作家の話なのだ。この人、電車で鼻くそをほじる人を観察しているのだそうだ。毎日乗るわけでもないそうだが乗れば三人は鼻に指を突っ込んでいるという。
男性ばかりでなく最近女性もや っているようだ。ために通勤の電車で確認すると確かにひとりくらいは目に入る。だが女性は見たことはいない。こんな確認をする方も変わり者かも知れない。
 (F)

取材で宮城の被災地を歩いた。水田の一角にプレハブ棟が連なる仮設住宅があった。
 入居者は減ってはいるが、未だここで生活する人が残っている。復興商店街も閑散としほとんど人の姿を見かけない。津波などで自宅を破壊され、失意のままここで暮らさざるを得なかった人々たち。
 震災からすでに5年が経過するというのに仮り住まい暮らし。公営住宅建設の遅れには、複雑な地権の問題などがあるようだが、それこそ政治家の出番ではないか。歴代内閣は「復興を最優先に」と約束してきた。だが、被災者の生活の場さえ提供出来ていない現状だ。
 (T)

パチスロはほぼ毎日やっている。土日には競馬もやる。はつきり言って楽し過ぎる。老後は青い海と緑の山に囲まれた場所で、パチンコ店とJRAの場外馬券売場と競艇場が近くにあって、なおかつ病院とコンビニがあれば生きていけると信じている。
 「お前、大丈夫か？」と思われそうだが、自分がギャンブル中毒であることを家族はもちろん知っているし、親戚一同も知っている。結婚式の引き出物は翌日の第57回日本ダービーの馬券だった。顔をしかめた親戚もいたが無視してその後の付き合いはしていない。
 これが自分の人生なのだ。勝って勝って勝ちまくってやるわい！
 (H)

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



おかしいと思ったらすぐご一報を
<http://www.suishinkikou.or.jp>

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry